

介護相談員（ボランティア）を 若干名募集します

【活動内容】

月数回程度（1回あたり2時間程度）、市内の介護保険施設などを訪問して、利用者の話を聴いていただき、気づいたことや意向を施設に伝え、調整する活動を行います。活動についての費用は交通費程度を支給します。

【募集対象】

市内に居住し、高齢者の保健・福祉・医療に関心がある方（ただし、現在介護保険施設などに勤務している方は除きます。）

【申込方法】

履歴書に写真を貼付し、左記申込先まで郵送または持参により提出してください。（提出いただいた書類は返却しません。）

【申込期間】 4月20日(木)まで（必着）

面接・選考により決定された方は、市が指定する研修（1週間程度）を受講し、介護相談員として登録、活動していただきます。

【申込・お問い合わせ先】

〒773-18501 小松島市横須町1番1号

小松島市介護福祉課介護・ながいき担当

（市役所1階⑦番窓口）

☎32・3507 / FAX35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

老人等バス無料優待制度のご案内

市では、旧市営バス路線（現在は徳島バスが運行）に加え、徳島バスが運行している路線についても老人等バス無料優待制度の利用が可能となっています。

【制度を利用できる路線】

旧市営バス路線

和田島線・目佐和田島線、立江線・小松島立江線、田浦線

徳島バス路線

橘線、丹生谷線、勝浦線、R55号バイパス線
※利用できる区間は、いずれの路線も徳島⇄小松島市内の区間です。

【制度を利用できる方】

小松島市に住所を定める方で次のいずれかに該当される方

- ◎70歳以上の方
- ◎身体障害者手帳（4級まで）をお持ちの方
- ◎知的障がい者（児）で療育手帳をお持ちの方
- ◎精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※身体障がい者などで1種の手帳をお持ちの方は、介助者1名まで無料で乗車できます。

【制度を利用するには】

①優待証と②利用券が必要です。

①優待証は、市役所1階市民生活課で交付しています。交付を希望される方は、1年以内に撮影した写真（写真用紙に印刷したものに限り）と身分証明書（免許証や健康保険証など）をお持ちください。

②利用券は、次の場所で交付しています。交付を希望される方は、優待証をお持ちください。

- ◎市役所1階市民生活課
- ◎徳島バス徳島駅前案内所
- ◎徳島バス小松島チケットセンター（小松島ルピア内）

【バスの降り方】

乗車時に整理券を取っていただき、降車時に乗務員に優待証を見せた上で、利用券と整理券を料金箱に入れてください。

※優待証の提示がない場合または、利用券を持っていない場合は通常料金となります。

【お問い合わせ先】

市民生活課（市役所1階②番窓口）

☎32・2132 / FAX33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.i-tokushima.jp